

日本法育学会 第4回全国研究大会

『司法への市民参加—検察審査会の意義と役割—』

2019年6月29日(土)

日本大学経済学部7号館2階

基調講演 神戸大学名誉教授 三井 誠先生

『検察審査会制度とは何か—あなたとこの制度の関わり—』

【講演要旨】

検察審査会は、有権者の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、検察官による不起訴処分が妥当であったかを審査する制度です。この制度は、戦後1948年、刑事訴訟法が全面改正されると同時に発足しました。検察官の公訴権の実行に関し一般市民の良識を反映させてその適正を図ろうとするものです。当時においては、司法における唯一の市民参加の方策でした。

議決は、8人以上が起訴を求める「起訴相当」、再捜査を促す意見が過半数を占める「不起訴不当」、過半数が不起訴を妥当とする「不起訴相当」の3種類。不起訴不当と起訴相当の議決があった事件については、検察官は、議決を参考にして捜査を遂げ、検討の上、速やかに起訴すべきか否かを決めなければなりません。

制度実施から約60年間の議決の状況をみますと、総数15万5000人、うち起訴相当1.5%、不起訴不当9.7%、議決を受けて検察官が事件を起訴した数は約1400人、起訴率は8.5%です。起訴された事件につき第1審の裁判が終結した人員のうち、有罪判決が言い渡された者割合は94.1%。審査が適正に実施されているかその会議の内容は非公開ですので、これらの統計のみから制度の運用を評価するのは難しい問題です。ただ、理念通り活性化しているとまで言えるかは別として、公訴権の行使に間接的に国民の目を光らせる市民参加制度として刑事司法にほぼ定着したことは疑いないでしょう。

司法制度改革の一環として、2004年5月、いわゆる裁判員法が成立し、裁判員制度が発足しました。見逃されがちですが、地道ではあるものの、司法参加の先駆けとして一定の運用実績を示していたからこそ裁判員制度を産み出したという面があることも否定できないところです。同時期、検察審査会法にも重要は法改正が施されました。

裁判員制度同様、より審査に市民感覚を反映させるべく、「起訴相当」の議決後、検察官が再度事件を不起訴処分に付した場合、検察審査会が第2段階の審査を開始し、改めて起訴相当の判断したときは、事件は起訴されることとなったのです（いわゆる強制起訴制度）。起訴議決の議決書の謄本の送付を受けた地方裁判所は、検察官の職務を行う弁護士を指定し、この指定弁護士が検察官に代わって公訴を提起・維持します。法的拘束力のなかった審査会の議決に実質上拘束力を認めた法改正は、検察官が独占して訴追権限に限られた範囲であるとはいえ例外を認めるもので大きな変革でした。

また、審査に当たって、検察審査会は、必要と認めるときは弁護士のうちから審査補助員を委嘱することが可能となりました。審査の充実化を図るものです。起訴議決を行う第2段階では委嘱は必要的です。

2009年5月に改正法が施行されてから本年で10年を経過します。この間、本年9月判決予定の東京電力福島第1原発事故の東電旧経営陣3人を含め、9件で13人が強制起訴され、確定した8件のうち、有罪は2件のみ。一部には、起訴議決制度の新設は尚早であったとし制度自体に疑問を呈し、その見直しを主張する意見も展開されるようになりました。たしかに起訴の基準をどのように考えるべきか、刑事訴追は何を目的とするか、改めて検討を要する重要課題が浮かび上がりました。しかし、未だ施行後10年を経たのみです。法改正後における検察審査会全体の動向、検察官の対応、審査補助員の活動状況、審査の具体的あり様など、被疑者の法的地位にも目を向けながら今暫く運用の実態を慎重に見極める必要があるでしょう。